

市・県民税・森林環境税に関する通知書等の公示送達について

市・県民税・森林環境税の関係文書を令和8年6月1日(変更分については6月4、12、19日)に発送しましたが、返戻されたため、長門市役所に保管してあります。なお、申出があれば、いつでも交付します。

これは地方税法第20条の2第2項の規定による公示であり、同条第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示日（公示をした日）

令和8年7月15日

送達を受けるべきものの氏名（順不同）

上田 尚弥

谷川 侑哉

上田 倅也

山中 順之

河野 秀與

松本 愛琉

問い合わせ先

税務課市民税班 電話番号 0837-23-1124